

エレベーター保守点検業務委託特記仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名 エレベーター保守点検業務委託
- (2) 業務場所 秋田県秋田市南ヶ丘一丁目1番1号
秋田県立視覚支援学校及び寄宿舎
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下共通仕様書という）による。

2 業務対象設備仕様

番号 (設置場所)	NO. 1 (視覚支援学校棟)	NO. 2 (寄宿舎棟)
製造者	(株) 日立製作所製	(株) 日立製作所製
型式	機械室レス標準型 UAB-1000-2S45	機械室レス標準型 UAP-11-C045
設置年月	平成22年1月	平成22年1月
用途	寝台用兼車いす用	乗用兼車いす用
積載量(定員)	1000kg(15人乗)	750kg(11人乗)
速度	45m/分	45m/分
制御方式	インバータ制御方式 (マイコン制御付)	インバータ制御方式 (マイコン制御付)
停止階	2箇所(1・2階)	2箇所(1・2階)
遠隔監視	有	有
遠隔点検	有	有
付加装置	車いす仕様 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 自動放送装置 遮煙ドア	

3 契約方式

POG契約とする。

4 点検回数

- ・ 遠隔点検と現地点検を組み合わせで行うこととし、遠隔点検は毎月1回、現地点検は年4回行うこと。
- ・ 建築基準法 第12条点検に基づく定期検査を行うこと。
- ・ 不定期の故障についても、速やかに対応すること。

5 点検内容

共通仕様書による。

- 6 点検報告書
点検等実施毎に提出すること。
- 7 業務に従事する者
昇降機検査資格者の資格を有する者を配置すること。
- 8 その他
 - (1) 消耗品及び修理品
 - ・ 消耗品以外の部品については発注者が負担する。ただし、保守上の不備等受注者の責任に帰する故障については、受注者の責任においてこれを負担するものとする。
 - ・ 本委託業務以外の修理については、別途契約するものとする。
 - ・ 修理品は、製造者指定品を使用し、製造者仕様以外の改造は行わないこと。
 - (2) 事故等の措置
 - ・ 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。
 - ・ 閉じこめ事故や故障等で連絡を受けた時、又は遠隔監視システムにより異常を受信した場合は、速やかに到着し当該対策作業にとりかかること。
 - ・ 遠隔監視システムに要する回線の確保、費用等は受注者の負担で実施すること。
 - (3) 点検技術者
 - ・ 本委託にかかる点検作業は、安全確保のため、有資格者2名以上で行うこと。
 - (4) 履行確認
 - ・ 発注者は第三者機関確認立ち会いの下、仕様のとおり適正に履行されているかについて、確認を行うことができるものとする。
 - (5) 協議
 - ・ この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。